○金融庁、財務省、経済産業省告示第二号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省・金融庁・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

第五十二条の見出し及び同条第一項第一号中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。

○金融庁、厚生労働省告示第二号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

第四十六条の見出し及び同条第一項第一号中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。

○金融庁、農林水産省告示第三号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

次に掲げる告示の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第四十五条第一項第二号

二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）第四十五条第一項第二号

三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）第五十二条の見出し及び同条第一項第一号

附　則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

○財務省、農林水産省告示第七号

農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第六十六号）の施行に伴い、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十五日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

第一条中「第二条第三項」を「第二条第三項第四号」に改め、同条第二号中「第六号」を「第七号」に改め、同条第三号中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改める。

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十四年等に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成二十五年三月十五日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

県名	郡名	市町村名
青森県	三戸	三戸町
		八幡平市
岩手県		岩手葛巻町
	下閉伊	岩泉町
	二戸	一戸町
		刈田蔵王町
		七ヶ宿町
宮城県		伊具丸森町
山形県		最上金山町
		真室川町
		大蔵村
福島県		鮭川村
	大沼	会津美里町
奈良県	吉野	黒滝村
		東吉野村
島根県	仁多	奥出雲町
飯石		飯南町
		美郷町
邑智		高梁市
岡山県	久米	美咲町
加賀		吉備中央町